

# 第4期市川市地域福祉計画 ＜中間見直し追加版＞

令和3年 月





# 目 次

第 1 章	計画の見直しの背景.....	1
第 2 章	包括的な支援体制の整備に関する 現状と課題.....	5
第 3 章	施策の展開の見直し.....	6



# 計画の見直しの背景

平成29年度に策定した第4期市川市地域福祉計画（平成30～令和5年度）は、計画期間を6年間とし、「社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、平成32年度（令和2年度）に後半3年間分について見直しを行います。」と定めています。

前半期間の計画に基づく取組みによる成果については、平成30年度と令和2年度に実施したアウトカム指標による評価の結果、下表に示すとおり、全11項目の指標のうち10項目で市民満足度が改善しているため、基本的には、計画に定める施策の見直しは必要ないと考えられます。

しかし、計画期間において、

- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布  
（令和2年6月12日）
- ・新型コロナウイルス感染症の流行

という、大きな社会情勢の変化があったことから、主にこの2つの社会情勢の変化に対応する見直しの検討を行いました。

【アウトカム指標による評価の結果】

施策の方向の指標内容	割合			改善
	平成30年度	令和2年度	比較	
必要な福祉に関する情報を得られていると思う割合	45.1%	48.9%	3.8%	○
福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っている割合	67.6%	68.8%	1.2%	○
成年後見制度を知っている割合	41.1%	45.1%	4.0%	○
福祉サービスの質に満足している割合	30.1%	35.2%	5.1%	○
地域コミュニティに参加している割合	50.9%	50.2%	-0.7%	
地域での関係づくりなど、防災体制の整備に向けた地域活動が充実していると思う割合	23.3%	29.8%	6.5%	○
ボランティア・NPO 活動に参加している割合	18.1%	20.8%	2.7%	○
バリアフリー対応など住宅に関する不安を感じている割合	50.4%	46.0%	-4.4%	○
就労支援、社会的自立の支援が充実していると思う割合	28.8%	33.5%	4.7%	○
移動に関して不自由を感じる割合	31.0%	26.7%	-4.3%	○
支え合いの意識を持って地域福祉活動に参加している割合	40.4%	42.1%	1.7%	○

【「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について】

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組については、第4期市川市地域福祉計画策定時においても、平成29年度の社会福祉法の改正内容を踏まえ、本市が推進する事業を盛り込んでいました。（第4期市川市地域福祉計画 83 ページ参照）

一方、国においては、令和元年度に、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、の3つの支援を一体的に行う新たな事業の創設を行うべきである旨の最終とりまとめを行い、これを踏まえ、新事業として「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の一部改正が行われました。（公布日：令和2年6月12日、施行日：令和3年4月1日）

早ければ令和5年度に行うこととなる中核市への移行の方針も踏まえ、第2章・第3章に記載するとおり、重層的支援体制整備事業に対応する見直しを行うものです。

【重層的支援体制整備事業の概要】

### 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**【社会福祉法第106条の4(新旧P4~6)関係】

○新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I~IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**【社会福祉法第106条の7~11(新旧P8~11)関係】

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

#### 新たな事業の全体像

**I 相談支援**

**包括的な相談支援の体制**

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

**I~IIIを通じ、継続的な件wise支援・多機関協働による支援を実施**

**II 参加支援**

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)

就労支援
見守り等居住支援

生活困難者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

**III 地域づくりに向けた支援**

**住民同士の顔の見える関係性の育成支援**

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

**相談支援・地域づくり事業の一体的実施**

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困難の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困難分野の相談・地域づくり

➔

**重層的支援体制**

属性・世代を問わない  
相談・地域づくりの実施体制

※ I~IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

3

【新型コロナウイルス感染症の流行の影響について】

第4期市川市地域福祉計画においては、

- 基本理念として、

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、  
安心して暮らすことのできるまちをつくる」

- 行動指針として、

「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」

- 基本目標Ⅱとして、

「参加と交流のまちづくり」

を掲げており、住民の参加と交流を、計画の大きな柱としており、これを推進するための施策を数多く位置づけています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、ウイルス感染拡大防止のため、現状では、多人数が集まる会議や交流の場等の開催について深刻な制約を受けています。

新型コロナウイルス感染症の流行は、ワクチンや治療薬の開発・実用化の進展状況により、現在の状況が継続するのか、流行前の状況に戻るのかが大きく異なってくるため、現時点では、計画の後半期間（令和3～5年度）の状況を正確に見通すことはできません。

そのため、住民の参加・交流を推進する各施策の事業内容等の見直しは行いませんが、状況に応じた柔軟な事業運営を行っていきます。



## 包括的な支援体制の整備に関する 現状と課題

平成29年度の社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備が規定されたことから、高齢・障がい・生活困窮・子ども・保健の各分野の所管課が参画する（※）相談支援包括化推進会議を開催し、体制整備について検討を行ってきました。

（参画課：福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課、生活支援課、こども家庭支援課、発達支援課、保健センター健康支援課）

複合的な課題を有する世帯に対してケース会議の開催により関係機関が連携した対応を行っていること、県が設置する中核地域生活支援センター「がじゅまる」が制度の狭間にある世帯への支援を行っていること、から、概ね包括的な支援が行うことができておりますが、各分野の相談支援機関の連携を強化するため、

- ・福祉の各制度のサービス等が記載されている資料の相談支援包括化推進会議参画課での情報共有
- ・対応困難な複合課題、制度の狭間のケースに関し、相談支援包括化推進会議における幅広い視点での意見交換を行うこととしました。

しかし、令和2年度の社会福祉法の改正で創設された「重層的支援体制整備事業」の趣旨を踏まえ地域共生社会の実現を強力に推進していくためには、下表に示すとおり未対応の部分が残っています。

重層的支援体制整備事業の支援分類	未対応の部分
相談支援	各相談支援機関の対象には狭間があり、相談の受け止めが円滑にいけないケースがある。 （例：障がいにも生活困窮者にも該当しないひきこもり、外国人）
	相談者の主たる問題が不明確な場合、イニシアチブをどこの相談支援機関がとるか疑義が生じるケースがある。
	制度の狭間の方の場合、継続的支援が難しい。
参加支援	制度の狭間の方が社会とのつながりを回復するための支援や当該支援のための地域資源の把握が十分に行えていない。

早ければ令和5年度に行うこととなる中核市への移行方針を踏まえると、重層的支援体制整備事業の実施が必要であることから、移行時には上記の未対応の部分を解消できるよう、取組みを進めていきます。

# 第 3 章

## 施策の展開の見直し

### 基本目標 I 安心と信頼のあるまちづくり

#### 施策の方向 2 地域における相談支援・生活支援の充実

進行管理事業である「相談支援体制の整備」を、以下のとおり見直します。

事業名 〔所管課〕	2. 相談支援体制の整備 〔福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、障がい者支援課、生活支援課、こども家庭支援課、発達支援課、保健センター健康支援課〕					
事業概要	保健・福祉の各分野を横断した連携を強化するとともに、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を中核市移行時より実施できるよう、取組みを進めていきます。					
数値目標等	平成 30年 度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
取組み				相談支援 包括化推進 会議の開催	相談支援包 括化推進会 議の開催	重層的支援 体制整備事 業の実施

【役割分担】のうち【公助】を、以下のとおり見直します。

### 公助

- 緊急通報装置（あんしん電話）や見守り通報装置の普及に努める。
- 高齢者、障害者、子ども等への虐待に対応し、相談窓口の周知等を通して防止に努める。
- 認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。
- 成年後見制度利用支援事業の推進を図る。
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度のPRを行い、利用の促進を図る。
- 成年後見制度に関し、中核機関に必要な広報、相談、制度利用の促進、後見人支援、不正防止の5つの機能を維持するとともに、令和4年度末までに本市の成年後見センターのあり方の検討を進める。
- 成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定の検討を行う。

## 第4期市川市地域福祉計画 見直し追加版

発行日 令和3年 月  
企画・編集 市川市福祉部福祉政策課  
発行 者 市川市  
〒272-8501  
千葉県市川市八幡1丁目1番1号  
TEL 047-334-1111（代表）

いつも新しい流れがある 市川



市川市